

Title	現代アフリカの政治と軍部
Sub Title	The army and politics in contemporary Africa
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.8 (1967. 8) ,p.110- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670815-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代アフリカの政治と軍部

小 田 英 郎

- 一、問題の所在
- 二、アフリカにおける軍隊（国軍）の創設と発展
- 三、将校団の形成状況
- 四、軍・民関係
- 五、将来の測定

一、問題の所在

ここ数年、アフリカでは軍事クーデターが続発している。試みに最近の三年半を例にとれば、一九六四年にはザンジバル（二月二日、成功）、ガボン（二月四日、失敗）、一九六五年にはアルジェリア（六月一九日、成功）、コンゴ・キンシャサ（二月二五日、成功）、ダホメ（二月二二日、成功）、一九六六年には中部アフリカ（二月一日、成功）、オートボルタ（二月三日、成功）、ナイジェリア（二月二四日、成功）、一九六七年にはトーゴ（二月三日、成功）、シエラ・レオネ（三月二三日、成功）と、合計一一カ国で実に一二回のクーデターが発生し、そのうち一一回が成功し

ているのである。

これらのうち、とくに一九六五年以降の軍事クーデターは、一定の政治的目標をかかげた軍部将校の組織的な行動であり、クーデター成功後も軍事政権を樹立して、一定期間政治を運営する構えをみせている。

アフリカに頻発しはじめたこれら軍事クーデターの意味、およびこうした軍部の政治的姿勢を、われわれは、どのように受けとり、どのように評価し、かつその将来を、どのように予測したらよいであろうか。

むろん、こうした問題設定に対して、古典的デモクラシーの立場に固執し、軍部の政治的抬頭をいたずらに否定しただけでは、解答にはならない。なぜなら、そうした姿勢は、新生諸国の特殊な政治状況に目をつぶり、成熟した民主主義体制をもつと同時に文民支配を絶対的価値とする先進諸国の政治状況を前提にして、論理を組み立てる、非科学的方法および非生産的結論しか生みださないからである。またある観察者のように、軍事クーデターを外科手術にたとえ、軍部を、「手術がうまくいけば、しりぞいて患者を内科医にまかせ、自然の力で回復するのをまつ」⁽¹⁾外科医と同一視するのは、新生諸国における軍隊の政治的役割を単純に見すぎるとの批判をまぬがれないであろう。むろん、数あるクーデターのなかには、そうした見方があてはまるケースもあるであろうし、また、A・ロスの指摘するように、一党体制のもとにおける政権交代の不可避的手段として、軍隊の介入が要請される⁽²⁾、といったかたちの軍事クーデターも起つてはいる。しかし、これらの見方は、どちらかといえば、底の浅い、あるいは、表面的な分析であつて、それをもつて能事終れりとするわけにはいかない。新生諸国の軍隊と政治との関連性については、これら諸国の特異体質、近代化への志向とその展開過程、その過程のなかで生じてくるさまざまな政治的、社会的、経済的、文化的緊張関係等を踏まえた、新しい視点からの観察が必要であろう。

ところで、新生諸国の軍隊を国の近代化過程のなかで位置づけようとするその試論のなかで、L・W・バイは、軍隊を「近代化の推進力」として規定し、つぎのように述べている。「かくて、新生諸国の軍隊は、伝統的な様式がヨリ西欧的な理

念や慣行に道をゆずる過程のなかで、決定的な役割をはたすようになる⁽³⁾。

要するに一国の近代化といつても、近代化の速度や程度は、すべての諸側面においてかならずしも一様でなく、とくに近代的諸社会集団の発展は跛行的たらざるをえない。しかし、跛行的に発展するこれら近代的諸社会集団のうちで、軍隊は、国家的威信の象徴として、また国家的安全保障の装置として、その育成に国がもつとも力を投入する対象物であるため、近代化の速度のもつともはやい社会集団であり、したがって、伝統的社会↓近代的社会への移行期においては、軍隊それ自身が一国の近代化を促進する前衛的集団へと転化する傾向が生じてくるのである⁽⁴⁾。

軍隊の「近代化への推進力」への転化という傾向は、軍隊内部における若手将校を中心とした知識人エリート集団の発展によつて、一層拍車をかけられるが、他方で、新生諸国が独立期から実質的国家建設期にはいり、国家的統合の強化、効果的動員体制の確立が強く要請される段階に移行すると、中央集権的政治体制をささえる装置としての軍隊の比重がヨリ増大するばかりでなく、軍隊内部の軍事的知識人エリート集団の、政治的エリート集団への転化が起つてくる。

かならずしも図式的にあてはめることはできないにしても、また程度の差こそあれ、大多数の新生諸国の軍隊について、こうした傾向をみてとめることはできるであろう。むしろ、新生諸国の軍隊がもつこうした資質が、顕在化する⁽⁵⁾か否かは、一つには文民知識人エリート集団の比重、軍人知識人エリート集団の比重の、どちらがどれだけ大きい⁽⁵⁾か、によつて、また一つには、文民政権の政治的業績の如何によつて、さらにはまた、軍事的エリートのがわにおける政治意識の程度と様態、および、文民政治エリートのがわにおける文民支配の制度的効果の度合、等によつて決定されるであろう。

ところで問題をアフリカに限定した場合、一九五二年七月二三日に「自由将校団」の軍事クーデターによつてファルーク国王の支配を打倒したエジプト（現アラブ連合）や、一九五八年一月一七日のクーデターによつて、軍部が政権を掌握（一九六四年一〇月三〇日までアブド将軍の政権がつづいた）したスーダンのような例外はあるにしても、一般に文民知識人エリ-

トの比重が圧倒的に大きく、これに対して軍隊の成長・発展の度合が少いたため、軍部が政治的に抬頭する余地はほとんどない、とみられていた。⁽⁷⁾

しかし、最近にいたつて頻発しはじめた軍事クーデターの様相をみると、アフリカに関するこうした一般的認識は修正されるべき時期を迎えたように思われる。すなわち、容易に断定することはできないにしても、独立以後数年をへて、軍隊がその政治的比重を増大させ、軍事的エリート集団が成長・発展し、さらに政治的エリート集団へ転化しつつある段階に、アフリカがはいつたのではないか、と思われるのである。

本稿は、概略以上のごとき問題視角から、現代アフリカの政治における軍隊の比重およびその役割を検討しようとするものであるが、順序として、まず第一に、アフリカにおける軍隊（国軍）の創設と発展について概説し、ついで、軍事的知識人エリート集団としての将校団の形成状況を概観し、さらに、軍・民関係の現状について類型的把握を試み、最後にそれらを土台として、将来の測定を試みることにしたい。

- (1) こうした見方については、たとえば、D・ブラウンの主張をみよ（アンドルー・ロス「アフリカ革命と軍事政権」、『世界』昭和四一年五月号、二二六頁上段に引用）。
- (2) ロスはつぎのように述べている。「アフリカの場合は、一党支配体制が圧倒的だから、政府が民衆の支持を失つたとき、どうやって政権を代えるかという問題がもちあがつてくる。……多くの場合、政権を急いで交代させるには、軍事クーデターによるほかはない」。前掲論文、二二六頁下段。
- (3) L. W. Pye, "Armies in the Process of Political Modernization," in J. J. Johnson (ed.), *The Role of the Military in Underdeveloped Countries*, Princeton Univ. Press, New Jersey, 1962, p. 80.
- (4) *Ibid.*, p. 80.
- (5) W. F. Guttridge, *Armed Force in New States*, Oxford Univ. Press, London, 1962, p. 40.
- (6) E. Shils, "The Military in the Political Development of the New States," in Johnson (ed.), *op. cit.*, p. 8.
- (7) *Ibid.*, p. 54.

二、アフリカにおける軍隊（国軍）の創設と発展

本章で軍隊（国軍）の創設と発展の問題をとりあげるのは、それがアフリカにおける軍隊の政治的抬頭の度合を理解する前提となるからである。ところで、いかなる国軍も、それが一個の集団として他の集団を圧倒するにいたるには、ある程度の凝集性と近代性をもち、かつ、専門主義と国家意識を発展させていなければならない。しかして、こうした近代的軍隊の属性は、国軍が創設されてからのどのくらいの年月を経過したか、また国軍がなにを土台として創設されたか、さらにはまた、新生諸国がこれら国軍の育成・発展にどの程度の積極性をもっているか等によつて、第一義的に決定されるであろう。

もつとも、国軍が創設されてからのどの程度の間を経過したか、ということ、国軍の発展との関連性については、漠とした認識しかえられないであろう。なぜなら、国軍としての歴史がながい方が国軍の発展の度合がたかいたとは一概にいえないからである。ただ、現在ある四〇（ただし、一方的独立宣言のローデシアを含めて）の独立アフリカ諸国のうちエチオピア、リベリア、アラブ連合、南ア共和国をのぞく三六カ国が、第二次大戦後、それも一九五〇年代―六〇年代に独立したこと、その国軍の創設が独立前後であることから、アラブ連合、および特殊な事情から軍隊のアフリカニゼーションが比較的早期におこなわれたスーダンをのぞけば、あとは国軍の年令に関するかぎり、大同小異と考へてさしつかえない。

それにもかかわらず、アフリカ諸国の軍隊相互のあいだには、やはり、近代的集団としての質の面で、かなりの開きがあることは事実である。こうした質的相違は、なによりも、まずそれら国軍の起源の相違から説明されなければならない。

I 起源よりみたるアフリカの軍隊の諸類型

アフリカにおける国軍の起源を、P・バン・デン・バークにしたがつて分類すると、つぎのごとくである。¹⁾ ①遊撃市民

軍、②宮廷軍、③反抗軍、④革命的市民軍、⑤自警的市民軍、⑥植民地軍。これらのうち、遊撃市民軍は、健全な肉体的条件をもつすべての男子が、一部の戦士の非公式かつ自然発生的なリーダーシップのもとで定期的な戦闘に参加するために組織された集団であつて、東アフリカのヌール族やディンカ族のごとき遊牧部族のあいだにみられる「民俗学的、歴史的意味しかもたない」軍隊であるから、ここでは詳論を要しない。また、自警的市民軍は、南アおよびローデシアといった白人国にみられるタイプの軍隊であつて、その起源を一七〇一九世紀のボーア・コマンドスにまでさかのぼることができる。⁽³⁾しかし、白人国の軍隊であることから、本論の対象にはいらず、したがつてこれもまた詳論を要しない。ここで、いささか検討の必要があるのは、宮廷軍、反抗軍、革命的市民軍、植民地軍の四つであらう。

(a) 宮廷軍

宮廷軍とは、いうまでもなく伝統主義的君主制の権力の装置として、王、貴族、(国教の)僧侶等の利益を擁護するために創設された軍隊であり、比較的高度の専門職業的将校団および兵士をもつてはいるが、王の権威主義的専制のもとにおかれているため没政治的であつて、それ自体独自の主張をすることはない。宮廷軍の高級将校は貴族出身者である場合が多く、また一般兵士は下層階級から供給されている。アフリカにおける宮廷軍の現代版はエチオピア、モロッコ、リビアの三君主国にみられる。⁽⁴⁾しかし、積極的な軍の近代化にもなつて、将校階級への昇進を一般に開放したため、つぎに述べるタイプの軍隊、すなわち「反抗軍」に近い存在へと変質しつつある、といわれる。

事実、エチオピアを例にとれば、一九六〇年一月一四―一六日に起つた親衛隊と警察隊のクーデターは、まさしく、こうした傾向があることを示唆するものであらう。親衛隊司令官M・ネウェイの指導したこのクーデターは、国防軍の離反などのためわずか三日にして鎮圧されたが、それにしても、皇帝ハイレ・セラシエ一世の封建的独裁政治の打破、民主的近代国家の建設、経済の発展と民生の向上を目指した革新的蜂起として注目しないわけにいかない。⁽⁵⁾軍内部に、それも皇帝直屬

の親衛隊内部にこうした政治的革新分子が出現したことは、まさしく、第二次大戦以来おこなわれはじめたエチオピア軍近代化の、またそれにもなつて起りつつある宮廷軍から近代的国軍への変質の一つの結果であらう。⁽⁶⁾ G・W・シエバード・ジュニアは、エチオピアの強固な伝統主義を「ひび割れつつある塑像」にたとえ、「……皇帝の権威は依然として大きいが、教育ある専門職業階級が産業界や軍のなかで抬頭してくるにともなつて、それは必然的に減少するにちがいない。……おそらくエチオピアの軍部のなかにも、古来からのシェバの王国の将来のカギをにぎっている、手におえない指導者がいるであらう⁽⁷⁾」と推測しているが、実際、(たとえば現皇帝の死などによつて) 伝統主義的権威主義のタガがゆるめば、エチオピアにおいても、もつとも近代的な社会集団としての軍が、リーダーシップをとる可能性は、強くでてくるであらう。

(b) 反抗軍

ここにいう「反抗軍」とは、たとえばエジプトや一九六四年にいたるまでのスーダンの軍隊のごとく、最初は自分たちと無縁な支配階級の権力の装置として出発しながら、やがては、クーデターによつてみずから権力を掌握するタイプの軍隊を指す。反抗軍は高度に専門職業化しかつ政治化した将校団をもつのが特徴であり、それが起すクーデターは、たとえばバラシュート降下部隊のごとき特殊近代化部隊の若手高級将校(それも多くは佐官級の⁽⁸⁾)によつて指導されるのを典型とする。ただ、これら反抗軍による軍事独裁政権の政治的イデオロギーは一定でなく、強い保守主義から左翼権威主義にいたるまで多様であるが、保守主義にたつ場合でも、封建的貴族階級とはなく、ブルジョア階級と手をくむ傾向が強い。⁽⁸⁾ なぜならば、「反抗軍」の中核的分子は、「にわかには暴力のテクノクラート」であるため、近代主義的・反伝統主義的観点にたつ場合が、ヨリ多い(P・L・バン・デン・バーク)からである。⁽⁹⁾

たしかに、エジプトにおける一九五二年七月二三日の軍事クーデターとファルーク国王の廃位、およびそこにいたるまでの、自由将校団を中心とした若手将校グループの活動とその志向性をみれば、当初宮廷軍として出発したエジプトの軍隊

が、軍それ自体の近代化とエジプト人化を通じて、ついには、国王・貴族・僧侶等の封建的特権階級と乖離し、近代主義的
革命勢力としての「反抗軍」に転化した過程が、よく理解できる。実際、この過程のなかで、エジプトの軍隊は上層部の一
にぎりの高級将校をのぞいて、他はすべて特権階級以外の社会層の出身者で満たされるようになっており、したがってP・
J・バティキオティスの指摘するように、一九五二年七月二三日のクーデターは、「宮廷によつて任命され、宮廷によつて
ささえられた将校対ガマル・アブデル・ナセルの指導する自由将校団といった、エジプト軍内部における二つの派閥の闘争
の極点を示すもの⁽¹⁰⁾」であつたのである。さらに、バティキオティスは、「自由将校団がたやすく勝利をおさめたことにつ
いての一つの仮説は、同将校団が二つの利点をもつていたということである。すなわち、第一に同将校団は、軍内部におけ
るその運動を、王およびその文民政府に対する人民の不満と一体化させたこと、第二に同将校団メンバーが、社会的経済
的地位の点で、軍司令部の高級将校たちよりも、多数を占める一般将校にちかかつたということである⁽¹¹⁾」とのべているが、
だからこそ、「善良な人々は、軍隊が単なる支配の道具であつて、貧民を意のままに御するため、国王が手中ににぎる鞭の
ごときのものであると考えていた⁽¹²⁾」(A・エル・サダット)といつたような一般の認識を克服して、「軍は親衛隊ではなく、国民
大衆からでており、軍の問題や関心は国民のそれなのだ⁽¹³⁾」という評価を容易に受けえたのであろう。

なお、自由将校団メンバーのイデオロギーについて、バティキオティスは、「極右派、回教根本主義者、およびファシス
トから、左派の急進的社會主義者、共産主義者にいたるまで、さまざまであり、同将校団が共通のイデオロギー的、政治的
確信をもつた将校グループを包摂していたと主張することは誤りである⁽¹⁴⁾」と述べているが、いずれにしてもそのイデオロギ
ーがすべて「エジプトとエジプト国民を封建制度と帝国主義から解放することによつて隷属状態からぬけだすことを目的と
した⁽¹⁵⁾」(サダット)革新的なものであつたことは、承認できるであらう。

(c) 革命的市民軍

バン・デン・バークによれば、革命的市民軍は、組織面では非専門職業的、かつ平等主義的であると同時に、意識面では高度の政治的熱情と革命的目標をもっている点で特徴的な軍隊である。したがって、革命的市民軍は、暴力の専門家の組織というよりは、むしろ現状打破をめざす大衆の戦闘的前衛とみられる⁽¹⁶⁾。このタイプの軍隊は、武装闘争を通じて独立を勝ちとつた新生諸国にみられるが、アフリカの場合は、そうしたケースは、アルジェリアを除いてほかにはない。アルジェリア民族解放軍（ALN）は、したがって、アフリカにおける現独立諸国・国軍の前身のうちで、唯一の革命的市民軍であつたのである。

ALNは、一九五四年一月一日に反仏武装闘争を開始したアルジェリア民族解放戦線（FLN）の軍事部門を担当するために組織された遊撃軍である。ALNがもっている革命的市民軍としての特徴は、以下に引用するFLNの文書に明らかに示されている。すなわち、

「ALNの第一の特色は、それがなによりもまず、人民の軍隊であるということである。ALNは、武装した人民、解放革命戦争をおこなうために組織された人民である。ALNは、それが密着している人民のなかから、創造力・精神・信念をくみだす。人民こそ、ALNの活動にとつて不可欠な、貴重で堅固な支柱である。ALNは、人民の解放意志の表現であり、結晶である。それは、人民にとつて、日ごとに国民的独立を樹立してゆく手段の役をはたしている。……それは、職業上の必要や個人的趣味からたかう傭兵軍隊ではない⁽¹⁷⁾。」

要するに「ALNは、アルジェリア革命のバックボーンなのであり、それなしには、いかなる政治的努力も意味をもちえないであろう⁽¹⁸⁾」（J・ギレスピー）のような、存在なのである。

このように、まさしく政治的軍隊として出発したがゆえに、ALNは、一九六二年七月三日にアルジェリアが独立を勝ちとつたのを契機に国民軍へと改組されたのちも、政治的資質を潜在的にもちつづけ、「ベン・ベラの権力が制度に根ざさず、個人的性格のものになつてしまつた⁽¹⁹⁾」とき、それを打倒すべく行動をおこすにいたつたのであつた。一九六五年六月一九日

におこつたアルジェリアの軍事クーデターは、このように理解できる。実際、独立以後最初の二年半で、「フェラト・アバ
ス、モハメッド・キデル、ベルカセム・クリム、モハメッド・ブダイーフ、オシーヌ・アイト・アーメド等、一九五四年に
FLNを創設した主要な指導者が一人ひとり反ベンベラ派に転化していつたことを考えても、たしかに「FLNは、戦時中
の折衷的運動から、効果的な執政党への自己改造に失敗した⁽²⁰⁾」のであり、したがつて、対フランス解放闘争の中核をなして
いたALN（現在のアルジェリア国民軍）が、FLNを再編し、これをふたたび国民を領導するための組織として前面におしだ
し、国家革命評議会を設立して、H・ブーメディエヌを中心とする集団指導制をうちたてるにいつたのは、けつし
て不思議ではないであらう。

また、アルジェリア国民軍がこのような強力な政治的行動をとりうるだけの集団的凝集性をそなえていたことについて
も、疑問をなげかける必要はない。すなわち、革命的市民軍というイメージから、とかく派生しがちな組織面でのルーズさ
は、ALNに関するかぎり、あまりみられなかつたのである。具体的にいえば、それが創設されて二年後の一九五六年八月
には、ALNは改組されて、六つの軍管区(Wilayas)を最大の活動範囲とする六部隊に分かれ、以下、大隊(Caïdker-ニコ中
隊編成)、中隊(Katiba-ニコ小隊編成)、小隊(Ferka-ニコ分隊編成)、分隊(Fanji-一名編成)といつた下部組織にいたるま
で、整然と配列されるにいつた。さらに階級も、一般兵士のうゑに伍長から大佐にいたるまでの一〇等級を正規に採用
し、「ALNは、近代的装備をもつた組織的な正規軍である」と自称しうるほどにまで、かたまつていたのである。⁽²¹⁾だから
こそ、ALNは独立後スムーズに国民軍へと発展し、さらに文民的濃度の強いベン・ベラ政権のゆがみに当面するや、上層
部の軍事的エリート集団の潜在的政治性を顕在化させたのであらう。

なお、こうした革命的市民軍タイプの軍隊は、未独立地域には現在も存在するが、ここではその具体的事例として、ポル
トガル領アンゴラのアンゴラ民族解放軍、およびモザンビークのモザンビーク解放戦線などがあることだけを示しておくに

とどめる。⁽²²⁾

(d) 植民地軍

植民地軍から発展した国軍は、いうまでもなく、現在のアフリカにもつとも多くみられるタイプの軍隊である。アフリカに植民地をもつていた西欧諸国は、当然ながら、植民地における自国権益を擁護拡張し、あるいは、植民地的秩序を維持するために、独自の植民地軍をもつていた。いわば、「植民地軍は、近代主義的」な外来征服者の権力の装置としてはじまつた⁽²³⁾のである。たとえば、イギリスが英領西アフリカにもつていた王国西アフリカ辺防軍 (Royal West African Frontier Force) や、同東部および中部アフリカにもつていた王国アフリカ・ライフル銃隊 (King's African Rifles)、およびスイダン防衛軍 (Sudan Defence Forces)、フランスがセネガルに設置していたセネガル狙撃兵隊 (Tirailleur Senegalais)、ベルギーがコンゴに創設したコンゴ公安軍 (Force Publique Congolaise) はその代表的なものである。

前述のように、これら植民地軍は植民地主義の道具としての役割を担っていたので、将校の地位は、少数の例外をのぞいて第二次大戦にいたるまでほぼヨーロッパ人に独占され、一般兵士も教育水準のひくい層から徴募されていた(たとえば、イギリスの場合第二次大戦にいたるまで、植民地軍の兵士には、このんで奥地の文盲、回教徒を採用したといわれる⁽²⁴⁾)。そのうえ、植民地政府は、各部隊を兵士の出身地域に駐屯させず、伝統的に対立関係にある別の部族の居住地に派遣し、その治安維持にあたらせる、といった方式をとることが多かった⁽²⁵⁾ので、植民地軍に対する住民の侮蔑・憎悪は、一般に強いものとなつた。また、とくに植民地時代の後期になると軍内部でも一般のアフリカ人兵士は、白人将校を外国支配のシンボルとみる傾向が強くなり、したがつて規律は悪く、抗命も多く起るようになったといわれる⁽²⁵⁾。要するに植民地軍は、一般に装備の点でも、組織の点でも、また規律の点でも、近代的な軍とへだたること遠く、また、全体としての機能の点でも、反ナショナリストティックな存在だつたのである。

現在のアフリカ諸国は、その大部分がこれら植民地軍を土台として国軍を創設し、国家建設の一環として国軍の近代化を推進してきたのであるが、一口に植民地軍といつても、宗主国別、あるいは地域別に多くのバリエーションが存在する。

たとえば、イギリスについては、危機が起つた場合をのぞいてできるだけアフリカ人を兵役に動員しないというのが、当局の基本方針であつたことに注目すべきであろう。したがつて、たとえば第一次大戦中に、当時ドイツ領であつたタンガニカ、ルアンダールウルンディへ侵攻した東・中部アフリカの王国アフリカ・ライフル銃隊は、平時の二、〇〇〇人から二〇、〇〇〇人に増強されていた。⁽²⁶⁾そして終戦を迎えると急速な動員解除がおこなわれる、といつた具合だつたのである。このことは、第二次大戦前の英領アフリカ植民地軍の兵力が合計一万九、〇〇〇であつたにもかかわらず、大戦に入るや、それが三七万二、〇〇〇に増強されたという事実によつて、いつそう明らかとならう。⁽²⁷⁾

こうしたイギリスの基本的方針は、当然ながら、植民地軍を極めて限定的な目的にしか使用しないという、もう一つの方針に発展する。事実、イギリスがアフリカの植民地軍を、大陸以外の地域へ動員したのは、第二次大戦中にビルマへ派遣したのが最初である。⁽²⁸⁾

しかしながら、こうした方式は、一面では、植民地軍兵士に海外の異質な文化に目を開く機会をあたえない、という意味で、マイナスの点をもつていたことを知らなければならない。

イギリス植民地軍のもう一つの特徴は、各植民地軍の地域的独自性を大巾に認めていたことである。すなわち、たとえば、王国西アフリカ辺防軍は、陸軍の総司令部をゴールド・コーストに、海軍基地はナイジェリアにおいていたが、その統轄は、各植民地政府に分権化され、兵員の徴募は、現地採用方式によつていた。⁽²⁹⁾この点は、東・中部アフリカの王国アフリカ・ライフル銃隊も同様である。⁽³⁰⁾そのために、王国西アフリカ辺防軍の構成部隊であるゴールド・コースト連隊、ナイジェリア連隊、シエラ・レオネ中隊、および王国アフリカ・ライフル銃隊の構成部隊であるタンガニカ・アフリカ・ライフ

ル銃中隊、ケニア・アフリカ・ライフル銃中隊、第四アフリカ・ライフル銃中隊(ウガンダ)、英領南アフリカ中隊(北ローデシア)現ザンビア、ニヤサランド(現マラウイ)等は、各地域の独立にさいして、容易に各国国軍の中核に転化しえたのであつた。⁽³¹⁾この点は、後述するフランス領アフリカ植民地軍と比較して、フランスに評価さるべきであろう。なぜならば、ただちに国軍の中核に転化しうるだけの組織力をそなえた植民地軍をもつていたことは、その後の国軍の発展を加速させるうえで大きな役割をはたしたのであるうからである。

もつとも、英領アフリカの植民地軍には、地域別にみた場合、多少のちがいがあつた。たとえば、スーダンの場合は、中東および東アフリカにおけるイギリス勢力圏の軸になるような戦略上の地位を占めていたため、スーダン防衛軍の近代化ははやくから開始され、一九五六年に独立したときには、「スーダン軍は、主権国家の近代的国軍を判定すべき、もつとも重要な基準を満足させるにいたつていた」といわれる。⁽³²⁾このようにスーダンの軍隊の近代化がはやくからはじめられたことが、結局軍部エリートの政治的抬頭をはやめ、一九五八年一月のクーデターおよびそれ以後における軍事政権の成立の主要な一要因となつたのである。

他方、仏領アフリカの植民地軍は、英領アフリカの植民地軍といくつかの点で異つてゐる。その第一は、フランスがアフリカ植民地を、ヨーロッパその他におけるフランスの地位を守るための、(軍事的)人的資源の供給地とみなしていたことであらう。⁽³³⁾そのためにフランス植民地当局は、部族酋長の手を通じて土着民を強制的に軍に編入したが、この割当制度のために、フランスの植民地軍は傭兵部隊とすらいえないような質の低い軍隊として出発せざるをえなかつた。ただ、その反面、前述のようなフランスの方針によつて、ナポレオン戦争、クリミア戦争、メキシコ戦争、普仏戦争、一九一二年のモロッコ戦争などに、はやくから参加させられていたセネガル狙撃隊のように、外地での数多くの戦闘によつて質的に向上していく傾向もあつたのである。こうした、フランス植民地当局の割当方式は、一九一九年の徴兵令によつて制度的にはつきりとし

たかたちをとるようになった。そして、この徴兵令によつて兩大戦間期に常時一〇万のアフリカ軍が、仏領西および赤道アフリカに保持されることになったが、そのために、年々、一万の新兵が主として、セネガル、仏領スーダン（現在のマリ）、オートボルタ、ギニア、コートジボワール、チャドの各地域から徴兵されるにいたつたのである。⁽³⁶⁾

フランスの植民地軍に関して注目すべきもう一つの特徴は、同国が植民地に対して同化政策をとつてきたこと、および植民地を包摂する大フランス構想を前提としてきたことのために、植民地軍を地域別に組織しなかつたという事実である。そのゆえに、一般にフランス植民地が独立したさいに、英領の場合とはちがつて、植民地軍が国軍の中核として機能する程度は相対的に少なかつたといえる。しかしそれにしても、セネガルに典型的にみられるごとく、独立の時点で軍隊用に訓練された人的資源を十分にもつていた、⁽³⁶⁾という点では、かならずしも、国軍の創設と発展の条件が悪かつたとは断じえないであらう。

以上、英、仏の植民地軍について述べたが、これ以外の代表的な植民地軍としてのベルギー領コンゴ公安軍については、その組織の面で、「部族的性格をもつた反乱の危険を重視」したために各部隊内で複数部族を混合させ、その結果、「烏合の衆」的な軍隊になつてしまつていたこと、⁽³⁷⁾および質の面で、「殺人、略奪、および手足切断などの残虐行為」の劣悪な伝統をもつていたつていたこと、⁽³⁸⁾したがつて独立後、コンゴ国軍の中核となりながらも、国軍それ自体の発展を、たかい水準からスタートさせえなかつたこと、だけを指摘しておきたい。

II 国軍の発展

前述のように、新生アフリカ諸国は独立にさいしてその大部分がこうした植民地軍をひきつぎ、それを中核として国軍を創設した。したがつて、これらの国軍が實質的な近代の軍隊へと発展をとげるには、当然、ある程度の年月を必要とする。

アフリカ諸国における軍隊の政治的抬頭がほかの後進地域より一般に遅いのは、国の独立がヨリ遅かつたことのほかに、国軍が大部分旧植民地軍から転換した、という事情があつたからにほかならない。

ところで、新生諸国における国軍の創設および発展の非軍事的な動機としてまず第一に考えられるのは、国軍に国家主権のシンボルとしての役割を担わせるということである。M・ジャノヴィツは、これを mark of sovereignty とよんでいるが、一九六三年九月の時点でかれが二九のアフリカ独立国の軍隊を調査した結果、そのうちの二五が、政治的側面ではもっぱら国家主権のシンボルとしての役割をはたしている、という結論をだしている。まさしく、W・ガタリツジの指摘するよるに、「国軍は、それなくしては独立が完全に達成されたとみられないであろうような、新生諸国の主たる装置」であり、したがつて国家的威信のシンボルだ、というのが、伝統的な見方だからであろう。⁽⁴⁰⁾ 実際、「とくに現代のアフリカにおいては、専門の儀仗兵に支給すべき馬匹をもたず、またたとえ少数人数でもコンゴ派遣国連軍に参加しえないことは、国家的なプライドに対する打撃以上のものとなる」⁽⁴¹⁾のである。

しかし、国軍の創設をうながした主要な非軍事的動機が国家的威信の確立にあつたとしても、国軍の役割は「国家的威信の装置」だけに限定されはしない。それどころか、諸国は、国内秩序の維持、国境紛争の武力的解決、国連軍への参加というかたちでの海外派兵、といった純粋に軍事的な要請から、国軍の近代化を急速におしすすめないわけにいかない。たとえば、この点についてガタリツジは、コンゴ派遣国連軍への参加が契機となつて輸送用航空機をふくむ輸送手段を、アフリカ諸国が独自にそなえようとするにいたつた、とのべている。⁽⁴²⁾

こうした国軍の拡張とその近代化は、地域的にみた場合ごく一般的にいつて北アフリカでもつともすすんでいる。具体的にいえば、アラブ連合は一八万の常備軍と約一〇〇基のミサイル、一、二〇〇輛の戦車、六隻の駆逐艦、九隻の潜水艦、および重爆撃機をふくむ五〇〇機の戦略空軍を、⁽⁴³⁾ アルジェリアは四万八、〇〇〇の常備軍と二〇〇輛の戦車、三隻の潜水艦、

一二機の輕爆撃機、四〇機のジェット戦闘機⁽⁴⁴⁾を、モロッコは四万四、八〇〇の常備軍と、中型戦車、輕戦車をふくむ一機械化旅団、フリゲート艦二隻、一五機のジェット戦闘機⁽⁴⁵⁾を、それぞれもっているのである。

これに次ぐのは、西アフリカ諸国であるが、それにしても、軍の近代化のもつともすすんでいるガーナが常備軍一万七、〇〇〇(装甲車、コルヴェット艦、輸送機、練習用ジェット機で装備)⁽⁴⁶⁾、ナイジェリアが常備軍一万一、五〇〇(装甲車、フリゲート艦、輸送機、および練習機で装備)⁽⁴⁷⁾といった程度であるから、北アフリカ諸国と大きな開きがある。

他方、東アフリカ諸国は、北および西アフリカ諸国に比較して、近代化の程度はいつそうひくい。その理由として、一つには、東アフリカでは一般に西欧勢力の侵入がヨリ遅れたため、西欧のインパクトを受ける時期も遅れ、そのために軍の近代化の基礎的条件となるべき、経済的、教育的發展の程度がひくいということがあげられる⁽⁴⁸⁾。このうち、とくに教育水準がひくいということは、軍の近代化の阻害要因として大きな比重をもっている。なぜなら、軍隊といえども要するに人間集団なのであり、したがって近代的な装備をもつとしても、それを操作しうるだけの技能をすみやかに習得しうる人間が不足していれば無意味だからである。このほか、タンザニアのように、文民指導者が経済的理由から軍の拡張と近代化に消極的である場合もある。事実、タンザニアの場合、常備軍一、八〇〇、陸軍はこれといった装備をもたず、海軍はなく、空軍は兵力一〇〇、輕輸送機をもつ程度である⁽⁴⁹⁾。

アフリカにおける国軍の規模とその近代化の状況をみると、一般に旧英領諸国が上位にあり、旧仏領諸国が比較的遅れていることに気がつく。その理由は、旧英領では独立前後からいちちはやく軍のアフリカ人化と近代化に着手したのに対して、旧仏領諸国は、その大部分が軍のアフリカ人化においてたち遅れ、しかもフランスと相互防衛協定を結んで国防をフランスからの駐留軍にまかせていたからである。すなわち、急進派のギニア、マリ、アルジェリア、チュニジアおよびオートボルト(一九六一年に仏軍の撤去を要求した)、カメルーン(一九六一年にフランスと相互防衛協定を結んだが、一九六四年に破棄した)を

のぞいて、一カ国(セネガル、モリタニア、中部アフリカ、コンゴ・ブラザビル、ガボン、チャド、コートジボワール、ダホメ、ニジェール、トーゴ、マルガシユ)が相互防衛協定によつて、フランスの軍事的な傘のもとにはいつているのである。⁽⁵⁰⁾もつとも、この協定によるフランスのアフリカ駐留軍は、フランス軍当局の方針によつて一九六四年九月以降削減される傾向にあり、⁽⁵¹⁾それにともなつてこれらアフリカ諸国も従来よりは、国軍の発展に力をいれなければならないのである。

- (1) P. L. van den Berghé, "The Role of the Army in Contemporary Africa," *Africa Report*, vol. 10, no. 3 (Mar. 1965), pp. 12~15.
- (2) *Ibid.*, p. 13.
- (3) *Ibid.*, p. 14.
- (4) *Ibid.*, p. 13.
- (5) 末続吉岡著『エチオピアの経済構造』(アジア経済調査研究双書第一一〇集)、東大出版会、一九六四年、五五―五九頁を参照。
- (6) G. Weeks, "The Armies of Africa," *Africa Report*, vol. 9, No. 1 (Jan. 1964), p. 8.
- (7) G. W. シェンノー著・小田英郎訳『アフリカ民族主義の政治的構造』、慶応通信、昭和四一年、四九―五〇頁。
- (8) van den Berghé, *op. cit.*, pp. 13~14.
- (9) *Ibid.*, p. 14.
- (10) P. J. Vatrikiotis, *The Egyptian Army in Politics: Pattern for New Nations?*, Indiana Univ. Press, Bloomington, 1961, p. 66.
- (11) *Ibid.*, pp. 66~67.
- (12) A・ヘル・サダット著・井上幸治訳『ナイルの叛乱——エジプト革命の記録』、岩波新書、昭和三三年、一二二頁。
- (13) 前掲、一一六頁、二三二―二三三頁。
- (14) Vatrikiotis, *op. cit.*, p. 66.
- (15) サダット、前掲、一頁。
- (16) van den Berghé, *op. cit.*, p. 14.
- (17) 淡徳三郎著『アルジェリア解放戦争・FLNの七年半』、青木書店、一九六二年、五六―五七頁。
- (18) J. Gillespie, *Algeria: Rebellion and Revolution*, Earnest Benn Ltd., London, 1960, p. 107.
- (19) W. H. Lewis, "Algeria Changes Course," *Africa Report*, vol. 10, no. 10 (Nov. 1965), p. 9.

- (20) *Ibid.*, p. 13.
- (21) Gillespie, *op. cit.* pp. 107-108.
- (22) ホネガルの領土アフリカの革命的市民権運動について J. Marcum, "The Angola Rebellion: Status Report," *Africa Report*, vol. 9, no. 2 (Feb. 1964) 采木 W. Zartman, "Africa's Quiet War. Portuguese Guinea," *Africa Report*, vol. 9, no. 2 (Feb. 1964) 采木を参照せよ。
- (23) van den Berghe, *op. cit.* p. 14.
- (24) W. F. Gutteridge, *Military institutions and power in the New States*. F. A. Praeger, London, 1965, p. 23.
- (25) van den Berghe, *op. cit.*, pp. 14-15.
- (26) J. S. Coleman & B. Brice, Jr., "The Role of the Military in Sub-Saharan Africa," in Johnson (ed.), *op. cit.*, p. 364.
- (27) *Ibid.*, p. 365.
- (28) *Ibid.*, p. 365.
- (29) *Ibid.*, p. 369.
- (30) *Ibid.*, p. 372.
- (31) ヲの政治システム Weeks *op. cit.* 各國の項を参照せよ。
- (32) Coleman & Brice, Jr., *op. cit.*, p. 367.
- (33) *Ibid.*, p. 376.
- (34) van den Berghe, *op. cit.*, p. 14.
- (35) Coleman & Brice, Jr., *op. cit.*, p. 377.
- (36) ホネガルの Weeks *op. cit.*, p. 17. ホネガルの項を参照せよ。
- (37) Coleman & Brice, Jr., *op. cit.*, pp. 380-381.
- (38) M. Janowitz, *The Military in the Political Development of New Nations: An Essay in Comparative Analysis*, the Univ. of Chicago Press, Chicago, 1964, p. 34.
- (39) *Ibid.*, pp. 10-11.
- (40) Gutteridge, *Armed Forces in New States*, pp. 6-7.
- (41) *Ibid.*, p. 7.
- (42) *Ibid.*, p. 9. なお、一九六〇年七月以降、国連軍に参加してコンゴ(L)へ派兵したアフリカの国は、ニチオビア、ガーナ、ギニア、リベリ

アメリカの軍隊一覽

(1966年1月現在)

国名	人口	兵力				警 察	軍事予算 (単位千ドル)	国家予算 に対する 百分比
		総 兵力	陸 軍	海 軍	空 軍			
アメリカ	11,700,000	48,000	45,000	1,000	2,000	30,000	101,000	11.1
カナダ	22,500,000	35,000	32,000	930	2,000	28,000	31,175	17.0
メキシコ	1,610,000	7,000	6,000	200	800	12,000	14,000	5.8
コロンビア	13,435,000	44,800	42,000	800	2,000	14,000	62,000	10.5
ペルー	2,450,000	9,500	8,000	180	1,250	5,000	6,670	18.1
チリ	13,450,000	18,500	17,500	500	400	10,000	40,000	17.7
ブラジル	4,700,000	17,000	16,000	500	500	4,600	8,180	4.1
キューバ	29,000,000	180,000	150,000	11,000	10,000~15,000	?	480,000	17.4
キューバ連邦	2,900,000	900	700	—	200	500	5,835	13.5
キューバ	2,375,000	1,800	1,700	—	100	1,000	4,070	12.0
キューバ	330,000	—	—	—	—	560	—	—
キューバ	7,350,000	17,000	15,000	1,000	1,000	9,000	42,000	7.4
キューバ	3,570,000	5,000	4,800	?	?	1,000	5,870	8.1
キューバ	3,925,000	4,000	3,500	200	300	800	8,825	6.9
キューバ	1,060,000	3,200	3,000	200	—	700	3,100	6.7
キューバ	4,710,000	3,500	3,500	—	—	600	8,825	21.2
キューバ	1,000,000	1,000	900	—	100	800	4,060	17.9
キューバ	3,312,000	1,200	1,100	—	100	480	3,650	10.8
キューバ	55,670,000	11,500	9,000	1,500	1,000	24,000	54,000	9.9

セネガール	3,490,000	5,500	5,000	200	300	3,000	21,050	11.6
シエラレオネ	2,250,000	1,360	1,300	60	—	2,050	2,585	4.9
トーゴ	1,618,000	1,450	1,200	250	—	300	2,757	13.5
オートボルダ	4,785,000	1,500	1,200~1,500	—	50	300	2,819	14.1
ゾールランド	2,600,000	950	950	—	—	850	970	6.9
カメルーン	4,900,000	3,500	3,000	200	300	5,900	15,800	19.5
中部アフリカ	1,500,000	600	500	100	—	330	2,325	7.9
コンゴ(B)	875,000	1,800	1,400	200	200	500	3,785	8.9
コンゴ(K)	14,000,000	32,000	30,000	—	2,000	21,000	22,500	14.5
ガボーン	630,000	750	600	100	50	900	2,540	7.6
マラウイ	3,500,000	850	850	—	—	3,000	1,500	3.3
ルワンダ	3,000,000	1,500	1,500	—	—	750	1,300	9.7
ザンビア	3,725,000	3,000	3,000	—	300	6,000	13,525	5.7
ケニヤ	9,380,000	4,775	4,175	150	450	11,500	10,200	6.9
マラガシエ	6,260,000	4,000	3,500	100	400	5,900	9,130	8.8
ローヂア	4,285,000	4,300	3,400	900	—	6,400	16,900	6.6
南アフリカ	17,500,000	21,700	16,200	2,500	3,000	28,600	322,000	19.9
タンザニア	10,179,000	1,800	1,700	—	100	1,350	7,225	3.8
ウガンダ	7,565,000	5,960	5,700	—	260	5,500	17,025	10.2
ボツワナ	576,000	—	—	—	—	?	—	—
レソト	900,000	—	—	—	—	?	—	—

Source: D. Wood, *The Armed Forces of African States*, Adelphi Papers No 27, Apr. 1966

フ、マリ、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、スーダン、チュニジア、アラブ連合の一一ヵ国である（C・ホスキンス著・土屋哲訳『コンロ
独立史』みすず書房、昭和四一年、一〇六頁参照）。

- (43) D. Wood, *The Armad Forces of African States*, Adelphi Papers no. 27, The Institute for Strategic Studies, Apr. 1966, pp. 24~25.
- (44) *Ibid.*, p. 5.
- (45) *Ibid.*, p. 6.
- (46) *Ibid.*, pp. 14~15.
- (47) *Ibid.*, pp. 15~16.
- (48) Coleman & Brice, Jr., *op. cit.*, p. 372.
- (49) Wood, *op. cit.*, pp. 17~18.
- (50) *Ibid.*, p. 26.
- (51) 下記の通りだ。S. Landier, "The Changing French Military Role in Africa," *Africa Report*, vol. 9, no. 10 (Nov. 1964), p. 21. を参
照された。

三、将校団の形成状況

前章に説明したようなかたちで国軍が創設され、その近代化が進行すると、軍隊それ自身が相対的に程度のたかい近代的社会集団へと脱皮するばかりでなく、総合的近代化＝国家建設の過程のなかで前衛的役割を担うようになる。なぜなら、まず第一に、軍隊の近代化にともなつて新しい技術が導入されれば、軍人は必然的にその技術を操作するだけの幅ひろい知識を身につけなければならず、また近代的技能の習得は、必然的に近代的な思考様式、行動様式をうみだすからである。まさしく、パイのいうように、「優秀な兵士は、ある程度近代化した人間でもある」のであり、「新生諸国の軍隊は、伝統的な様式がヨリ西欧的な理念や慣行に道をゆずる過程のなかで、決定的な役割をはたすようになる」のである。むろん、こうした

傾向は植民地軍の段階においても存在したが、国軍が創設され、その近代化が積極的におこなわれはじめるにいたつて、一層顕著なものとなつたであらう。

しかしながら、軍隊はただたんに文化変容の核心的組織として機能するだけではない。もう一つの重要な役割として、新生諸国の国民的統合を社会的側面で促進する機能を果たしていることにも着目しなければならない。すなわち、狭隘な伝統的部族社会しかしない部族民は、国家の存立を力によつてささえるところの軍隊にはいることによつて、国家をはつきりと意識し、自己と国家との明確な一体感をもつことができるようになるのである。⁽²⁾ このことは当然部族主義の克服という効果をもうみだすであらう。⁽³⁾

このほか、青年の教育機関——技術ばかりでなく規律ある生活をも身につけさせるための——としての軍隊の役割も無視することはできない。このことは、ガーナの前大統領K・エンクルマが、かつて観兵式で、軍備拡張の一つの理由はヨリ多くの青年に規律ある環境での生活を経験させることであるとのべたこと⁽⁴⁾によつても明らかであらう。

国民を近代的人間に改造し、近代的技能を習得させ、国家意識を育てるといつた機能にくわえて、軍隊は、それ自体が直接経済的な側面で国家建設に貢献するというプラスの役割をはたすこともある。軍事的、戦略的必要にもとづく道路の建設、軍需産業の振興とそれにとまなう関連産業の発展は、その典型である。軍隊は、(近代的技能を身につけた)退役軍人のためにも、近代的産業の開発に積極的たらざるをえない。かかる意味において、軍隊は、まことに近代化の推進力である。⁽⁵⁾

以上にのべたような国軍の機能によつて、民衆の軍隊に対する評価は大きく転換する。また(洪水や台風のような)自然災害が発生したおりの軍隊の救済活動は、民衆の軍隊に対する親近感と信頼をいつそう強めるであらう。

このように、軍隊は、コノ集団として国内的にもその威信をたかめていくが、この軍事的専門集団としての軍隊を政治集団に転化させるような条件をつくりだすものは、いふまでもなく、軍事的知識人エリートとしての将校団である。実際、

「軍隊の行動および態度を決定するものは将校団なのである」(ガタリッシ)。(6)

ところで将校団は軍事的プロフェッションナリズムの体现者であるが、ジャン・ヴィツによると、軍事的プロフェッションナリズムから派生する将校団の政治的イデオロギーは、強いナショナルリズム的感情、ピューリタンの観点、社会的・経済的変革に対する政府の包括的なコントロールの承認、組織的な文民政治への深い不信任などによつて規定されているという。(7)

こうした将校団の政治的傾向は、脆弱な文民的支配体制、文民政治の非能率と腐敗等によつて容易に顕在化する。ことに、F・グリーン⁽⁸⁾の指摘するように、「多くのアフリカ諸国においては、穏健なプロフェッションナリズムですらも、軍部をして、自分たちだけが国家を政治的闘争と経済的停滞から救うことができるのだということを確信せしめるにいたる」とすれば、将校団が政治集団に転化する可能性は、アフリカではとくに強いとみななければならないであろう。

それでは、アフリカ諸国における将校団の形成状況はどうであろうか。この点について、まず最初にしつておくべきなのは、将校団の形成が、独立以前の段階から将校団のアフリカ人化というかたちですでに開始されていた、ということである。さらに、一般的傾向として、将校団のアフリカ人化は、旧英領諸国の方が旧仏領諸国よりも時期的にはやく開始され、かつ進行速度もはるかにたかかったことも、多くの論者によつてすでに明らかにされている。(9)

旧英領の場合、将校団のアフリカ人化が早期に、かつ急速におこなわれたのは、イギリスが比較的はやくからアフリカ植民地に権力を移譲し、国家の全機構をアフリカナイズするための措置を講じていたからであり、旧仏領の場合に将校団のアフリカ人化が緩慢だったのは、フランス当局が第四共和制末期まで直接統治・同化政策路線にたっていたからであり、かつ前述のように、植民地を独立させたのちも、自国との相互防衛協定によつて、事実上、これら新独立国に軍隊の発展の必要を感じさせないような状況をつくりだしていたからである。(10)

しかし、右のごときはもつとも大ざっぱな分類把握であつて、ヨリ詳細に検討すれば、おなじ旧英領諸国のあいだにも、

地域別、国別にかなりの開きがあることが判明する。すなわち、地域別にみれば西アフリカにおいて将校団のアフリカ人はヨリ進んでおり、東アフリカは概して遅れている。またとくに進んでいる国としては、スーダンがあり、ここでは、将校団のアフリカ人は第二次大戦中に大規模なものとなり、独立した一九五六年には、事実上完了したといわれる。⁽¹¹⁾ 同国がその二年後の一九五八年にアブード將軍の軍事政権を成立させたこと、しかもそれは戦後に独立したアフリカ諸国における最初の軍事政権であつたことは、将校団のスーダン人の早期完了にからませて考えるとき、極めて興味ある事実である。

一方英領西アフリカでは、第二次大戦中に将校団のアフリカ人が開始されたが、それが本格化したのは、一九五〇年代以後のことである。たとえば、ガーナではアフリカ人はすでに一九五三年に、イギリスのサンドハーストにある王立陸軍士官学校、チェスターおよびオルダーショットの予備士官学校へ自由に入学することができるようになつたが、さらに一九五七年の独立（この時点では将校のアフリカ人は一〇%）⁽¹²⁾をへて一九六〇年の初頭には独自の士官学校をアクラ郊外のテシに開設した。⁽¹³⁾ その結果、一九六一年一月には将校の約半数をガーナ人が占めるにいたつたが、さらに同年一〇月にアレキサンダー中将ほか二〇〇人のイギリス人将校および下士官を解任した結果、将校団のアフリカ人は一層加速され、一九六四年一月までには、完了するにいたつた。⁽¹⁴⁾ なお、ガーナにおける将校の育成を援助したのは、イギリスだけではない。そのほかにインド、パキスタンなどのアジア諸国およびカナダがガーナ人将校を訓練のために受け入れ、さらにソ連も一九六一年に六八名のガーナ人将校に対して留学の便宜を供与している。⁽¹⁵⁾ したがつて、複数の国から訓練の便宜供与を受けているかぎり、特定の国の軍事的伝統にガーナの将校団が支配されることはないであろう。

ナイジェリアの場合も、将校団のアフリカ人は、ガーナとにたような経過をたどつた。すなわち一九五二年以来イギリスの士官学校に留学生を派遣することによつて、将校団のアフリカ人を本格的に開始し、独立を獲得した一九六〇年には二五%、そして現在ではほぼ完全にアフリカ人化を達成したものと推定される。⁽¹⁶⁾ なおナイジェリアの将校および士官候補生

を訓練のために受けられているのは、イギリスのほか、オーストラリア、カナダ、エチオピア、インド、パキスタン等の諸国である。⁽¹⁷⁾ただ、ナイジェリアの場合は、周知のようにハウサ族、フラニ族、イボ族、ヨルバ族など大部族の対立が伝統的にはげしい国であり、したがって、将校団のなかにも部族対立がもちこまれる傾向がないとはいえない。実際このことは、⁽¹⁸⁾将校（および兵士）採用の枠を連邦を構成する四つの州（各州は大部族の居住地域とほぼ一致する）にそれぞれ課していることから、逆に推測できるであろう。

おなじ旧英領でも、東アフリカの場合は、前述のように、西アフリカよりも将校団のアフリカ人化はかなり遅れてはじまつた。その根本的な理由の一つは、教育水準が（ウガンダを除いて）西アフリカよりもひくかつたことであろう。

たとえばタンザニアでは、一九六一年にいたつてはじめてアフリカ人が二名イギリスの士官学校を卒業して将校に任官したのであり、それ以前はイギリス人が将校団をほぼ独占していた。⁽¹⁹⁾これ以後、タンザニアにおける将校団のアフリカ人化は比較的はやい速度で進行したが、それでも一九六三年なかば現在で、それは四〇％にしか達せず、また階級のうえでもアフリカ人は大尉どまりであり、佐官以上はすべてイギリス人将校が占めているといった状態であつた。⁽²⁰⁾こうしたアフリカ人化の不十分な進行状況に対する不満が一つの原因となつて、一九六四年一月二〇日に、タンガニカ・ライフル銃隊第一大隊が反乱をひきおこした。⁽²¹⁾この、反乱鎮圧後、ニエレレ大統領は、軍の要求する「将校団の完全なアフリカ人化」を拒否し、「今後、採用と昇進は、技能と経験だけに基いておこなわれるであろう。技能をもつものの皮膚が何色であるかは、まったく無関係である」⁽²²⁾とのべてこの面での多人種主義をはつきりと示したが、それから二ヵ月後の一九六四年三月にタンザニアはイギリスのおこなつた軍事援助の申し入れを拒絶し、それともなつてイギリス人将校がすべて退去した⁽²³⁾ことから判断して、将校団のアフリカ人化はともかく、タンザニア人化（アジア人もふくむ）は完了したものと考えられる。

ケニア、ウガンダについても将校団のアフリカ人化は、その開始の時期、および速度は、タンザニアと大同小異である。

多少とも異つている点といえ、ケニアが独立時（一九六三年二月）においてタンザニア、ウガンダよりも高度のアフリカ人化をおこなつていたこと⁽²⁴⁾が、ここで注意しなくてはならないのは、アフリカ人将校団の質の点で、ウガンダのそれがかなり劣つてるとみられることである。

ウガンダも、一九六四年一月二〇日のタンザニア、同年同月二四日のケニアとほぼ時をおなじくして（ケニアと同日）軍の反乱を経験したが、イギリス軍の援助によつてそれを一たん鎮圧したのち、反乱軍の要求（給与引上げ、将校団の即時アフリカ人化、一般兵士から将校への昇進、新しい歩兵大隊の創設）を全面的にのみ、一九六四年八月にはイギリス人将校の大量解雇、アフリカ人下士官の将校への大量昇進をおこなつた。その結果、ウガンダ軍の将校団は海外で正式の訓練を受けたものわずか一二名（ケニアの場合は五〇名）という、極めて知的水準のひくい存在になつてしまつたのである。⁽²⁵⁾ 知的水準がひくいければ政治意識もひくいレベルにとどまらざるをえない。しかし、いまのところウガンダの軍隊は、同国の文民政権が脆弱であるために政治的な圧力団体として機能しているかのごとき印象をあたえるが、その活動の次元はけつしてたかいものではない。一観察者の言葉をかりていえば、「少くとも目下のところ、ウガンダの軍隊は、自己の役割について明確な観念をもつことなしに、ウガンダの政治の旋回軸となつて⁽²⁶⁾いる」のである。

他方、大部分の旧仏領アフリカ諸国においては、植民地時代におけるフランスの同化政策・直接統治方式、独立以後におけるフランスとの相互防衛協定・軍事援助協定締結、およびそれにもとづくフランス軍将校の受け入れなどのために、軍の育成自体が遅れていることは、すでにのべた。また、一九六四年九月以降、フランス軍がアフリカ駐留軍の削減を開始したのこともなつて、これら旧仏領諸国の軍の拡張が開始されたいということも、すでに指摘した。しかし、これら諸国の将校団の形成状況を明確に示す資料はない。ただ、多くの論者の主張から、将校団のアフリカ人化が極めて遅く開始され、かつ、緩慢なペースで進行しているということが確認されたのみである。

しかし、右の類型に属さないアルジェリア、ギニア、マリ、チュニジア、モロッコ、リビア等のうちリビアを除いた諸国については、ある程度、将校団の形成状況を把握することが可能である。まず、アルジェリアは一九五四年から一九六三年にいたる対仏武装闘争時代にALNのなかですでにアルジェリア人将校団を形成していたし、また、モロッコにおいては、フランス軍、スペイン軍にくわわつて第二次大戦に従軍したモロッコ人下士官がフランス、スペインの士官学校をへて多く将校に昇進しており、さらに一九六二年には自国にも士官学校を創設して士官候補生の育成につとめた結果、一九六四年一月現在ですでに九〇〇名のモロッコ人将校（司令官級の高級将校をふくむ）をもつにいたつていた。⁽²⁷⁾チュニジアの場合も、はやくからフランス士官学校へ留学生を派遣して自国将校の育成につとめていたが、一九六一年七月―九月のビゼルト基地撤退問題によつてフランスとのあいだが冷却すると、アメリカの方向をむき、合衆国へ将校の訓練を依頼するにいたつた。正確な資料はないが、「軍の中枢を占める将校は、支配政党であるネオ・デストゥール党（現在の社会主義デストゥール党——引用者）が、レジスタンス運動に参加した政治的に信頼しうる人物のなかから選抜する」⁽²⁸⁾（G・ウィークス）とあることから判断して、将校団のアフリカ人化は完了しているのであろう。

他方、ギニアは一九五八年のフランス第五共和国憲法に反対投票し、フランス共同体の枠外で独立した関係もあつて、当初からフランスの援助ぬきで国軍の創設・増強をおこなつてきたため、将校団は完全にアフリカ人化している。⁽²⁹⁾この点はマリも大体同様であつて、同国は当初はフランス共同体内の共和国として独立し、国軍の建設もフランスの訓練と援助のもとで開始されたが、以後一九六二年のフランス共同体脱退をへて徐々にフランスとの関係をうすくすると同時にソ連、東欧諸国の援助を多く受けるようになった。その結果、将校団は、第二次大戦、一九五四年までのベトナム戦争、アルジェリア戦争に従軍したアフリカ人によつて、ほぼ完全に占められるにいたつていた。⁽³⁰⁾

以上、旧英領、旧仏領諸国における将校団の形成状況について概観したが、このほか、旧ベルギー領コンゴ（現コンゴ・キ

ンジャサシについては一九六〇年の独立まで公安軍に一人のコンゴ人将校もいなかったこと、その後、コンゴ動乱の一つのきっかけとなつたところの、地位の向上を要求する軍の反乱、モブツ將軍の抬頭とつづいて、将校団のアフリカ人は大幅に進行したことを、またエチオピアについては、参謀本部に少数のスエーデン人将校が顧問格で残っている以外、将校団のアフリカ人は以前から完了していたことだけを指摘しておくにとどめる。

アフリカにおける将校団の形成状況が右のごとくであるとすれば、つぎにこれら将校団が一コ社会集団としての程度の凝集性をもっているかを把握しなければならぬであろう。しかし、この点について、統計的な資料を土台とした明確な調査は、筆者のしるかぎりまだおこなわれていない。しかしアフリカのように集団の発展段階がひくい地域では、将校団が先進諸国の社会集団なみの凝集性をもつていなくとも、たとえば国家建設の齟齬、政治の腐敗、政治の非能率などのために文民政権が正統性を喪失すれば、ただちに相対的に強い凝集性を、短期間のうちにつくりあげるだけの資質はそなえていであろう。しかも、将校団それ自体はルーズな集団であつても、そのなかに、中核となるような凝集性の強い将校小集団が存在すれば、それで十分であることは、エジプト、スーダンの自由将校団の例が示している。また未確認情報ではあるが、一九六六年二月二四日に軍事クーデターを起してエンクルマ政権を倒したガーナでは、一九六二年ごろから陸軍と警察のなかに「ガーナ全軍中枢評議会」が結成され、一九六四年から一九六五年にかけて、エンクルマ政権が警察や軍の幹部を肅清すると、同評議会は急速に膨脹し、反エンクルマ的姿勢を顕著にし、軍事クーデターを具体的に考えるようになったといわれているが、それによつても、将校団のなかに中核的集団があれば、将校団は政治集団に容易に転化しうることは、明らかである。またガーナのように、現在の国軍の将校はその大部分が二〇代の後半であり、かつ出身もコア栽培小農層からが多いといつたように、世代、階層の両面で共通性が多ければ、将校団のもつ潜在的凝集性も強いであろう。

このようにみてみると、相対的に程度がたかくかつ政治的エリート集団へ転化しうる小集団を内部にもつ将校団が存在す

る国としては、アラブ連合、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、スーダン、ガーナ、ギニア、マリ、ナイジェリア、や
やおちて、エチオピアがあげられるであろう。それ以外の国では、将校団の形成状況からみて、軍事的エリートは少数存在
するものの、それを支える将校団の層がうすく、したがって、軍部のはたす政治的役割はかなり限定されるであろう。

- (1) Pye, *op. cit.*, p. 80.
- (2) *Ibid.*, p. 83.
- (3) van den Berghe, *op. cit.*, p. 15.
- (4) Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 53.
- (5) 『Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 10.』を参考せよ。
- (6) *Ibid.*, p. 40.
- (7) Janowitz, *op. cit.*, p. 28.
- (8) F. Green, "Toward Understanding Military Coups," *African Report*, vol. 11, no. 2 (Feb. 1966), p. 11.
- (9) 『Janowitz, *op. cit.*, pp. 14-15.』を参照。
- (10) *Ibid.*, p. 15.
- (11) Coleman & Brice, Jr., *op. cit.*, p. 368.
- (12) Weeks, *op. cit.*, p. 9.
- (13) Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 102.
- (14) Weeks, *op. cit.*, p. 9.
- (15) Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 103.
- (16) Weeks, *op. cit.*, p. 15.
- (17) Wood, *op. cit.*, p. 16.
- (18) Gutteridge, *Armed Forces in New States*, p. 46.
- (19) 『はは独占していた』と書いたのは、一九六〇年にアジア人将校が一名任命されたことによつて、この独占が一応破れていたからである。
Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 109.

- (20) H. Glickman, *Some Observations on the Army and Political Unrest in Tanganyika*. Duguesne Univ. Press, Pennsylvania, 1964, p. 4.
- (21) 小坂正三『A. A. Mazrui & D. Rothchild. "The Soldier and the State in East Africa: Some Theoretical Conclusions on the Army Mutinies of 1964," *The Western Political Quarterly*, vol. XX, no. 1 (Mar 1967), p. 82, n. 3 & p. 94. 参考照。』
- (22) Glickman, *op. cit.*, p. 6.
- (23) Wood, *op. cit.*, p. 18.
- (24) Weeks, *op. cit.*, p. 12.
- (25) "The Uganda Army: Nexus of Power," by a Special Correspondent of *Africa Report*, *Africa Report*, vol. 11, no. 9 (Dec 1966), p. 38.
- (26) *Ibid.*, p. 39.
- (27) Weeks, *op. cit.*, p. 14.
- (28) *Ibid.*, p. 20.
- (29) キニア国軍の建設に「つづは」*ibid.*, p. 11. 参照。
- (30) *Ibid.*, p. 13.
- (31) Gutteridge. *Armed Forces in New States*, p. 48.
- (32) 西野照太郎著『A A 諸国の実力者——軍人のある幕』、日経新書、昭和四一年、五八頁。
- (33) Gutteridge, *Military Institutions and Power in the New States*, p. 104.
- (34) Gutteridge, *Armed Forces in New States*, p. 44.

四、軍・民 関係

前二章において明らかにしたごとく、国軍の近代化、将校団のアフリカ人化によつて、アフリカ諸国の軍隊は、その厚さに差こそあれ内部に知識人エリート層をもつ、近代的社会集団へと脱皮しつつある。しかして、これら軍事的知識人エリート層は、これまたその規模において違いこそあれ、軍隊のインナー・グループとしての軍部を形成し、あるいは文民政権に圧力をかけ、あるいは、クーデターによつてみずから政権を掌握する、といった事態を、すでに現出させている。他方また、ギニアに典型的にみられるごとく、軍が単一支配政党の完全なコントロールのもとにおかれているケースもある。

本章においては、アフリカ諸国におけるこのような軍・民関係 (civil-military relations) を整理し、典型的に把握してみよう。

I 軍部優位型

(a) 長期的軍部支配型

長期的軍部支配型とは、クーデターによつて権力を掌握した軍部が一定のヴィジョンをもつて主体的に長期間政権を担当し、政治的、経済的、社会的改革を積極的におしすすめるタイプのものを指す。アフリカについていえば、このタイプの古典的な事例はアラブ連合のナセル政権にみられるであろう。実際、自由将校団の重要なメンバーであつたサダットの証言によると、一九五二年クーデターのはるか以前に、ナセルは「われわれは帝国主義、君主制、封建制とたたかうのだ。われわれは不正と圧政と隷属に反対だからだ。全愛国者は一切の保護から解放された強固な民主主義を確立しようと思つている。

……われわれには一つの途が示されている。それは革命であろう」と同志に語りかけた、ということであるが、クーデターから四年後の一九五六年一月に採択され同年六月に発布された新憲法には、このような革命の具体的目標がヨリ詳細に確認されている。すなわち、帝国主義の払拭 (一九五四年一〇月の英・エ条約によつて達成されたであろう)、封建制の打破 (一九五二年の農地改革法でおそらく完了したであろう)、独占資本家による政府支配の打倒 (一九五三年一月の国民生産常設評議会設立によつて成功したであろう)、強力な軍隊の設立 (一九五五年にソ連圏と武器援助協定をむすび、かつ同年徴兵制を採用したことをもつて開始された)、民主主義的・社会主義的協同体社会のなかでの社会正義の達成、がそれである。⁽²⁾ ナセル政権が、社会的経済的平等・ヨリたかい生産・ヨリたかい生活水準を内容とする真の民主主義達成の条件をつくりだすためには、大衆の組織化が必要だという認識にたつて、一切の政党を禁止すると同時に国民連合 (現在のアラブ社会主義連合) なる大衆組織をつくり、国民連

合は軍に代つて革命の目的を実現するための機関である⁽³⁾、として、こんにちまで効果的に大衆操作をおこなつてきたことは、注目にあたいる。

実際、社会主義連合は、社会的、政治的コミュニケーションが底辺から上昇する機会をある程度もちうるような、したがつて安全弁をもつた、政治的動員のための機関なのである⁽⁴⁾。社会主義連合は底辺においては一般有権者の大多数を黨員として包摂し、頂点においては、高級官僚と議席をもつ政治家を結集しているが、これら高級官僚・政治家には退役軍人からの転向者が多く⁽⁵⁾、したがつて、アラブ連合の場合は、軍人がある程度文民化することによつて、長期的軍部支配が安定性をたもっている、ともいえるであろう。

他方、スーダンの場合、一九五八年一月一七日の無血クーデターによつて成立したアブード將軍の軍事政権が革新的な長期支配を目指しながら、結局一九六四年一月一日にいたつて文民政権にバトン・タッチせざるをえなくなつたのは、国家建設のヨリ明確なプランをもたず、またアラブ連合のごとき効果的な大衆の組織をつくりえなかつたからである。また、アブード將軍自身が一九五八年クーデターの立役者ではなく、野心的な六人の高級將校にかつがれて軍最高評議会の議長兼首相になつたのであつて、ナセルのごときカリスマ的資質をもつた指導者とちがつていたこともマイナスの条件であつた。さらに中核的組織が欠けていたために、將校団が、したがつて軍がいくつかの派閥に分裂し、最初の二年間はこれら軍内部の派閥による抗争がたえなかつたことも、文民の軍に対する信頼を失わせる原因となつた。こうしたアブード政権の脆弱さ、文民の信頼の欠如とはうらはらに、軍最高評議會は常識以上に文民官僚の「守備範囲」をおかし、はなはだしきは奨学金の授与にいたるまで最高評議會の許可を要する⁽⁷⁾、といつた具合の、中央集権化をうみだしたのである。その結果、まず第一に、もつとも教育水準がたかく多くの官僚を供給していた南部ヌビア地方の民衆の離反（直接のきっかけはアスワン・ハイダム建設のためにワデイ・ハルファ地区の住民に立ちのきを命じたことにあるといわれる）、第二にハルツーム大学を中心とした学生

の反対運動（一九六〇年および一九六一年に法令の修正をおこなつて、大学の自治を否定したために起つた）、第三に地方官僚の反政府的姿勢（地方に派遣した軍政長官の独善が非能率と失政をまねいたために生じた）、第四に労働組合の反発（旧労働組合に対する軍政府の弾圧と、新労働組合の組織化要求が原因⁽⁸⁾）などのために、軍事政権は正統性を喪失し、ついに一九六四年一月一日、文民政権にとつて代られるにいたつたのである。⁽⁹⁾「軍事指導者は、直接的命令以外の手段で同意をうることにについては、政治家より技術的に劣つている。軍隊のコミュニケーション・システムは、上から下へ伝達するには極めて効果的だが、下から発する伝達についてはうまく機能しない⁽¹⁰⁾」というハルバインの指摘は、単に軍隊内部についてだけではなく、軍事政権下の国家についてもあてはまる。軍部がある程度文民化することによつて、また大衆組織創設によつて、この限界をのりこえたのがアラブ連合のナセル政権であるとすれば、逆にその欠陥をそのまま露呈したのがスーダンのアブド政権であるといえよう。

右二国以外でこの類型に属する国としては、一九六五年六月一九日のクーデターによつてブーメディエンヌ政権を生みだしたアルジェリアがある。

アルジェリア軍部のクーデターは、要約すれば、前大統領ベン・ベラの「個人的支配、冒険主義、病的なまでの権力慾、を終らせるため⁽¹¹⁾」に起つたといわれるが、ヨリたかい次元の目標として、秩序ある経済的、社会的発展をもたらし「言葉だけの社会主義」に終止符をうつこと⁽¹²⁾（独立三周年記念日——一九六五年七月五日——におけるブーメディエンヌの演説）がかかげられていたのは事実である。そのために軍部は、同日、国家解放評議会を設立し、「同評議会は、FLNを、トリポリ綱領およびアルジェ憲章で規定された通りの——政府の補助機関として奉仕するのではなく、指導し、活動力の源泉として機能し、支配するところの——真にダイナミックな党として再建するであろう⁽¹³⁾」（同演説）ことを宣言したのであつた。

まえにも述べたように、本来、アルジェリアの軍隊は、FLNの軍事部門として創設されたALNの後身であるから、そ

の意味ではベン・ベラ政権のゆがみを是正すべく政治的に抬頭しても、あまり不思議ではないし、常識的な軍・民関係の枠のなかで評価することは、むしろ誤りであるかもしれない。ただ、しかし、国家解放評議会のメンバー二六人のなかに都市知識人層の代表が一名もはいっていないことは、ブーメダイエヌ政権の将来にいささかの疑念をなげかける材料となる。また、同評議会の構成をみても、現在の五軍管区司令官中の四名、前革命軍管区司令官五名、軍人出身の官僚九名と軍部偏重であり、旧ベン・ベラ派官僚二名（ブマザ工業相、マフザス農相）を含めて文民官僚の比率がひくいこと⁽¹⁴⁾も、今後の国家建設にマイナスとなるのではなからうか。P・ブレリストラップはブーメダイエヌを「未知数」と評したが、この形容詞は、また、アルジェリアの軍市政権そのものにも冠せられるべきであらう。

(b) 短期的軍部支配型

短期的軍部支配型とは、軍部が、たとえば文民政権の腐敗是正、政治的混乱状態の救済、武力による一党体制の打倒、部族主義的分離主義の克服といった限定的な目的のために、短期間政権を担当するような類型を指す。アフリカについて具体的な例を求めれば、ナイジェリアのイロンシ政権（一九六六年一月一日のクーデターにより成立。なお同年七月のイロンシ暗殺にともないゴウォン政権に代る）、ガーナのアングラ政権（一九六六年二月二四日のクーデターにより成立）から、ダホメのソグロ政権（一九六五年二月二日の無血クーデターにより成立）、中部アフリカのボカサ政権（一九六六年一月一日のクーデターにより成立）、オートボルタのラミザナ政権（一九六六年一月三日のクーデターにより成立）、トーゴのエヤデマ政権（一九六七年一月一三日のクーデターにより成立）、シエラ・レオネのスミス政権（一九六七年三月二三日のクーデターにより成立）にいたるまで、多数挙げられよう。また、コンゴ・キンシャサのモブツ政権もこの類型にいれていいであらう。

右のうち、ナイジェリアの場合は、アフリカにおけるデモクラシーのショー・ケースという美名のかげで、複数政党制による政治的混乱、ルーズな連邦制を利用したはげしい部族的・地域的対立、多数をたのんだ北部州ハウサ族の独善等の弊害

が助長されたこと、それから派生した文民政治への不信がクーデターをもたらしただのであるが、クーデターを起した東部州イボ族の若手将校の依頼によつて軍事政権を樹立したイロンシ將軍は、一九六六年二月二一日の記者会見で「軍事政権はならぬ政治的野心ももっていない。……軍事政権は、国民が希望するようなタイプの政府へ、国を秩序整然と移行させるに必要な期間以上に、中間政府を延長したいとは思わない⁽¹⁶⁾」とのべて、その性格を明らかにした。事実、軍事政権につきものの憲法の停止、国会および州議会の活動停止、最高の議決機関としての最高軍事評議会および執行機関としての行政評議会の設置、政党活動の禁止、軍政長官による州の管理等の措置はとつたものの、その「行動綱領」（一九六六年一月二八日発表）をみれば、軍事政権が短期的な「中間政府」であることが、はつきりとわかるのである。すなわち、

- ① 部族的忠誠心、部族意識およびセクショナルな利益を増進させるような行動を非難する。
 - ② 公的生活における腐敗と不正直を「仮借なき能率」をもつて除去する。
 - ③ この新秩序においては、過去の「悲劇的な収奪と浪費」に荷担した非良心的な、外国およびナイジェリアの「暴利をむさぼる商人や山師たち」の存在する余地をなからしめる。
 - ④ 公費を節減する意志を政府がもっていることの一例として、連邦内閣の閣僚を二一名に削減する。
 - ⑤ 開発六カ年計画、とくに鉄鋼産業のごとき重要な計画を精力的におしすすめる。ただし、気まぐれなオフィス建築、広壮な住居建築のごとき、威信を誇示するための計画は中止する。⁽¹⁷⁾（以下略）
- 以上のごとき軍事政府の「行動綱領」のなかには、長期的な政権担当を暗示するような文言は、まったくみあたらない。そこにみられるのは、ただ政治の姿勢を正そうとする意欲だけである。

このほか、具体的措置として、一九六六年三月二四日、軍事政権は、制憲会議に対して、「統一ナイジェリア」というコンテラクトにおけるパネル会議を開催し、一党体制と複数政党体制の長所、短所を検討し、どちらがナイジェリアに最適か

をみきわめ、さらに政党政治と部族意識がどの程度まで統一ナイジェリアの理想を侵害するかを測定するよう要請したが、⁽¹⁸⁾さらにこのあと、五月二四日の声明で、連邦制の廃止、政党・部族団体の禁止、等九項目を実施する旨宣言したことが不満⁽¹⁹⁾と不安を招来し、結局、七月二九日のイロンシ暗殺、八月一日ゴウォン中佐（北部少数部族出身）の最高軍事評議会議長就任となるのである。

その後、八月三日にイロンシ政権をひきついでゴウォン政権は、連邦制への復帰と、①一月一五日の現状への復帰、②国内のあらゆる政治的意見を反映するような制憲会議招集の地ならしをするために、「独立した責任ある市民」からなる諮問委員会を開催する、③新憲法に対する国民投票と、それにつづく文民政府樹立のための総選挙、といった内容をもつ、文民政治への復帰のための三段階計画を発表して、いよいよ「中間政権」⁽²⁰⁾の性格をはつきりと示すにいたつた。しかし、さらにその後の情勢の発展は悪化の一途をたどっており、一九六七年五月二七日にいたつて東部州議会がビアフラ共和国として独立を決議するなど、ナイジェリアは、分裂の危機にさらされている。

他方、ガーナのアンクラ政権の場合は、おなじ中間政権であつても、ナイジェリアの軍事政権より安定性がある。ガーナの軍事政権の支柱は国家解放評議会（軍人四名、警察関係者四名からなる）であるが、同評議会は、クーデターの指導者コトカ大佐（クーデター後少将に昇進）、クーデター計画に最初から参画していたハーレー警視總監、さらにガーナ陸軍の第一人者アンクラ中將の三人を中心にもつ、極めて凝集性の強い組織であつて、W・S・トンブソンの言葉をかりれば、「*The Man on Horseback*」の著者ファイナーは、へ実際には、軍部による政権奪取の行動が、成功した場合には、必ず陰謀者たちのあいだの権力闘争が続いて起る」とのべているが、ガーナの革命指導者たちの性格をみると、そういうケースにならないように思われる⁽²¹⁾ほどである。

ガーナの軍事政権のもつとも顕著な特徴は、事実上の軍部独裁になることを極力さげ、当初から、文民官僚の協力を求め

るといつた姿勢を示していることであろう。一九六六年四月から六月にかけて設置された農業委員会、法律委員会、教育委員会、その他各種委員会⁽²²⁾は、まさに、文民専門家と軍事政権を連絡するパイプの役をはたしている。これらのうち、軍事政権にとつての最大の政治的武器は政治委員会である。同委員会は一九六六年六月末に設置されていろいろ国家解放評議会と定例会議を開催するまでになり、外交政策、経済政策、伝統的首長に対する政府の姿勢等について、多くの助言を、同評議会にあたえてきたといわれる⁽²³⁾。こうした姿勢がつけられるかぎり、ガーナの軍事政権は、二年以内に文民に政権を返還する⁽²⁴⁾（一九六六年三月九日のアンクラ演説）ことが可能かどうかはべつとしても、中間的暫定政権としての機能を効果的にはたすことができるであろう。

II 文民優位型

軍部に対する文民の優位が現象的にみられる国は、アフリカの場合まだかなり多く存在する。しかし、その大部分は集団としての軍隊が未成熟で、凝集力に乏しいがための文民優位であり、政治の伝統としての、あるいは制度的な面での文民優位が確立しているわけではない。要するに、アフリカの場合、文民優位型なる類型を設定したところで、その範疇に類別される国の軍・民関係を固定的なものともみることができないのである。

ただ、多分に流動的であることを留保したうえで、そのなから比較的安定性をもった文民優位型を挙げるとすれば、それはギニアである。

ギニアをもつとも安定した文民優位型の国に挙げるのはなぜか。

その理由は、同国が、ギニア民主党による権威主義的一党制のもとに、しつかりと軍隊をおさえているからである。ギニア民主党は、民主集中制を組織原則とする強力な大衆政党であるが、軍の将校も一般兵士もすべて黨員として組織のなかに

組みこまれている。そしてギニア民主党の規約の第一五条、および一六条にもうたわれているとおり、各行政区の軍司令官は、党の地方協議会、全国協議会に議席をあたえられ、⁽²⁴⁾ 党の監察を受けなければならない。実際、軍人は、「民族の偉大さはその発展能力、その進歩への意欲、その実際の創造物によつて測られる。ギニアの兵士のひとりびとりがそうした進歩の力、創造の道具、ギニア発展の自覚的な利器とならなければならない」⁽²⁵⁾（トウール）といったような精神教育を受けているのであり、そのために、「ギニアでは、軍隊はみずからを党の下僕とみなす」⁽²⁶⁾ ようになつているのである。ギニアでは徴兵制がしかれているから、軍隊は健全な青年男子のための最高にして集中的なイデオロギー的教育の機関であるともいえよう。そして、このことは、任官した将校がおこなうつぎのような宣誓の言葉にも、象徴的に示されている。「わたくしは、ギニア共和国とその人民、およびアフリカ解放のシンボルである偉大なギニア民主党に対して、忠誠であることを誓います……」⁽²⁷⁾。こんにち、ギニアの軍隊は、たとえバコンダラで水田の開拓をやり、コナクリで学校を建設し、森林地帯で道路の建設に従事する⁽²⁸⁾といつたように、文字通り「ギニア発展の自覚的な利器」となつている。そして、予見しうる将来においてこうした軍隊の性格は変りそうもなく、また、ギニア民主党の強固な優位体制は崩れそうもない。こうした意味で、たしかにギニアは、アフリカではズバ抜けた安定性をもつ文民優位型の国である、といえよう。

なお、これに比較的ちかい文民優位型の国としては、デストゥール社会党支配下のチュニジア、およびスーダン同盟支配下のマリ、ぐらいであろう。

III 伝統主義的、個人的権威主義型

このタイプは、現在のアフリカではエチオピアだけである。同国に長期間続いてきた神権政治については、いまさら詳論する必要がないであろう。しかし、このような前近代的政治体制とは対照的に、エチオピアは、アフリカで有数の近代的装

備をもつた国軍を有しており、その国軍のなかには、西欧的な観念に影響された若手將校団が生れつつある。そして、すでに、これら若手將校による民主化のためのクーデターが一九六〇年一二月に起つたことも、第二章に指摘した通りである。しかし、これら革新的若手將校グループと、伝統的志向性を脱しきれない古手の將校グループとに、軍の將校団は分裂しており、軍は統一的な主張をもつところにまでいたつていない。⁽²⁸⁾したがって、現皇帝が統治しているかぎり皇帝への個人跪拝は続くであろうし、皇帝への個人跪拝が続くかぎり、皇帝の軍に対するコントロールも維持されると考えられるのである。

- (1) サドミア、前掲、二六頁。
- (2) Vatikiotis, *op. cit.*, pp. 98-99.
- (3) *Ibid.*, p. 103.
- (4) Janowitz, *op. cit.*, p. 90.
- (5) *Ibid.*, p. 90.
- (6) 西野、前掲、一九四頁参照。
- (7) M. O. Beshir, "The Sudan: A Military Surrender," *Africa Report*, vol. 9, no. 11 (Dec. 1964), p. 4.
- (8) *Ibid.*, pp. 4-6.
- (9) 軍事政権が退くまでの二ヶ月余のソロノロミー、*Africa Report*, vol. 9, no. 11 (Dec. 1964), pp. 4-5. 同掲載をれいしん。
- (10) M. Halpern, *The Politics of Social Change in the Middle East and North Africa*, Princeton Univ. Press, New Jersey 1963, p. 272
- (11) "The Military Seize Power: A Summary of Recent Coups d'état," *Africa Report*, vol. 11, no. 2 (Feb. 1966), p. 12.
- (12) *Africa Report*, vol. 10, no. 8 (Aug. 1965), p. 21.
- (13) *Ibid.*, p. 21.
- (14) *Ibid.*, p. 21.
- (15) P. Braestrup, "Algeria Through the Looking Glass," *Africa Report*, vol. 12, no. 1 (Jan. 1967), p. 55
- (16) *Africa Report*, vol. 11, no. 4 (Apr. 1966), p. 39.
- (17) *Africa Report*, vol. 11, no. 3 (Mar. 1966), p. 35.

- (18) *Africa Report*, vol. 11, no. 5 (May 1966), p. 43.
- (19) *Africa Report*, vol. 11, no. 7 (Oct. 1966), pp. 52-53.
- (20) *Ibid.*, p. 53.
- (21) W. S. Thompson, "New Directions in Ghana," *Africa Report*, vol. 11, no. 8 (Nov. 1966), p. 18.
- (22) トラビス・トンプソン『新アフリカ』Africa Report, vol. 11, no. 6 (June 1966), p. 41. トラビス・トンプソン。
- (23) Thompson, *op. cit.*, p. 18.
- (24) セク・トゥーレ著・小出・野沢共訳『続・アフリカの未来像——国づくりへの理念』、理論社、一九六一年、に同党の規約が収録されている。
- (25) 前掲、一一八頁。
- (26) V. D. Du Bois, "The Role of the Army in Guinea," *Africa Report*, vol. 8, no. 1 (Jan. 1963), p. 5.
- (27) *Ibid.*, p. 5.
- (28) *Ibid.*, p. 4.
- (29) A. A. Castagno, "Ethiopia: Reshaping an Autocracy," *Africa Report*, vol. 8, no. 9 (Oct. 1963), p. 5.

五、将来の測定

以上において、わたくしは、アフリカ諸国における軍隊の創設と発展、将校団の形成状況とその凝結化の度を概観し、最後に現代におけるアフリカの軍・民関係について類型的把握を試みた。

しかし、このような類型化は、あくまでも試論的なものにすぎない。社会分化が極めて不十分にしか進行しておらず、近代的な社会集団も未成熟であり、専門的職業階級としての文民官僚の層もわずか、政治的経験にも乏しいこの大陸が、総体的に近代化過程のなかではげしく変動しているとき、その政治動向について予測をおこなうのは、あるいは無暴ですらあるであろう。

しかしながら、軍部と政治の問題については、若干の展望は可能であると考えられる。

まず第一に、多くの国において軍隊の近代化は、その速度の点で他の社会制度の近代化をますますひきはなし、したがって軍隊は内部に軍事的エリート集団をますます多く蓄積し、政治的抬頭の主体的条件をととのえていくであろう。第二に、独立後数年をへて、多くの国で文民政権による国家建設の非能率ないし挫折が露呈しはじめていることから、軍部による政治介入の客体的条件も整いつつあると考えられる。したがって、今後数年のあいだは、クーデターその他による軍市政権の成立がますます多くみられるようになるであろう。

その場合、軍市政権が長期的支配型になるか、短期的暫定的支配型になるかは、先行文民政権がのこしたマイナスの遺産がどの程度かによつて、また新たに成立した軍市政権がもつ革命的姿勢のいかんによつて、決るのである。しかし、一般的にいって、軍事的エリートが政治的、行政的テクノクラートとして優れた能力をもつことは稀であるから、結果的には短期的暫定的軍部支配に終るケースが多いと考えられる。

〔付記〕

本稿は、昭和四一年度慶應義塾学事振興金の援助による共同研究——「変動期における軍部の政治的地位と役割」（代表者内山正熊教授の「アフリカ編」にあたるものである）。